

白井水軍の動向

——「安芸白井家文書」を中心に——

播 磨 定 男

はじめに

江戸時代の中期、萩藩主毛利吉元は史臣の永田政純に下命して、藩内の家々に伝わる古文書や家譜類を提出させ、五年余の歳月をかけ享保十年（一七二五）に完成したのが『閥閥録』である。原本は全百七十巻、二百四冊からなるが、刊本は『閥閥録』の遺漏分も加えて全五冊とし、書名も『萩藩閥閥録』に改め、昭和四十二年に公刊されている¹。所収された諸家の数は千二百二十四家にも及び、したがって収録された古文書の数は杉大であり、これらが中国地方の歴史研究に不可欠の史料となっていることは贅言を要しないであろう。

ところで、『萩藩閥閥録』第三巻には「白井家文書」と同家の「家譜」が収録されている。これは白井友之進胤延が前述の藩命によって提出したもので、「家譜」の方は千葉上総介忠常に繋がる白井氏代々の人名が、また、古文書の方は全部で十九通所収され、その各々は武田、大内、毛利の各氏と配下の警固衆との関係を知らしめる根本史料として、すでに各方面で活用されている。

右の『萩藩閥閥録』所収の「白井家文書」に対して、愛知県西尾市の岩瀬文庫には「安芸白井家文書」の原本が収

蔵されている。(昭和三十八年、県文化財指定) この方もまた秋藩士白井氏の旧蔵文書三卷²⁾のうちの一巻相当分で、明応四年(一四九五)から天文十六年(一五四七)までの計十八通で構成され、武田元信・同元光や大内義興・同義隆が白井光胤・同膳胤・同房胤に宛てた所領の安堵状や軍忠状、感状などを主な内容としている。

これら原本の十八通を前述の刊本と対比すると、六通が重複し、他の十二通は未所収のものである。『閔閱録』の編者永田政純は収録に際し、最初は各人に所蔵文書の写本を提出させ、次に原本を持参させて校合をし、当然のことながら文書の真偽判定も行われたが、本書編纂の目的が毛利元就の伝記作成にあつたため、他家や他藩に関する文書は特別なもの以外は収録しなかつたといわれる³⁾。こうした『閔閱録』編纂時の事情を考慮すると、右の十二通の未所収分は、後述するように武田氏や大内氏から白井氏に宛てたものが大部分であるから、編纂時に排除されたとしても不思議ではない⁴⁾。

しかし、これは飽く迄も毛利氏の立場からすることであつて、一つひとつの史料が有する本来の価値とは別問題である。直截に言えば排除された十二通にこそ、戦国大名の下で警固衆を務める白井氏の姿が鮮明に画き出されているのである。

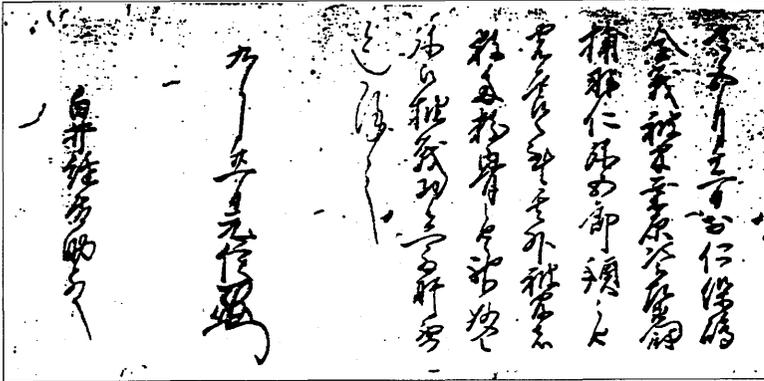
(一) 武田氏の警固衆

安芸の分郡守護武田元信は、明応四年(一四九五)に白井縫殿助光胤に対し、一跡安堵状を与えている。(明応四年拾月十七日付、第一号文書)「安芸国仁保嶋海上諸公事」と「同飯山後浦悉く大河迄」及び「府中散在分古市村等」の領有権を認めた内容であるが、大切なことは、これが「任代々御判之旨、父加賀守親胤讓白井縫殿助光胤、知行不可有相違」云々とあるように、すでに光胤以前から白井氏が仁保嶋以下を知行していることである。

白井氏の「家譜」によると、同氏は千葉上総介忠常の後裔で、忠常より十五代後の義胤代に上野国白井山田庄を領したために、地名を冠して白井を称したといわれる。義胤の男胤時代に西国に下向し、安芸国沼田・沙田（広島県三原市・豊田郡）・周防国熊毛郡（山口県熊毛郡）を領有したことも記されているが、その時期は不明である。武田氏や毛利氏などと同じく、西遷御家人として現地赴任した白井氏が、いつ、如何なる事情で武田氏の配下に入ったかも未詳のままである。ただ、右の文書によって光胤の父親胤の代には安芸国仁保島（広島市南区）辺を本拠としていること、また、その領有権を安芸国七郡のうち安南・佐東・山県の三郡を支配する分郡守護の武田氏が安堵しているなどの事実が判明する。

右の所領安堵状に続けて、武田氏から白井氏宛の書状が三通収められている。最初の九月廿一日付（第二号文書）は武田元信の感状で、白井縫殿助と配下の仁保嶋合戦での戦功を賞している。これに続く七月廿日付（第三号文書）は、武田元信の次男元光の武田家相続に関するもので、新当主の元光が白井越中守（光胤）の忠節を賞したのが九月廿日付（第四号文書）である。右の三通はいずれも年次を欠いているが、安芸の分郡守護武田氏の配下にある白井氏の動きを示すものとして注目される。

武田元信書状（第二号文書）



去五月十二日於仁保嶋

合戰被官桑原次郎左衛門尉

捕羽仁弥五郎頸之由

忠節之至候其外被官者

数多粉骨之由神妙候

弥被抽戰功者可為肝要

恐々謹言

九月廿一日 元信 判

白井縫殿助殿

(二)大内氏への服属

安芸国分郡守護の地位にあった武田元信・元光の権勢も、永正年間（一五〇四～二二）を境に次第に翳が見られるようになってくる。すなわち、永正五年（一五〇八）、安芸云在国の武田元綱の男元繁が元信・元光の惣領家に反して自立し、以後この系統の光和・信実が安芸国守護として分郡支配を継承していくからである。

しかし、同十四年十月に元繁が有田合戦で毛利元就に敗れて戦死し、元繁の男光和は頼勢挽回をはかり山陰の雄日子氏と結んで大内氏と対抗するが、勢いを盛り返すまでには至らず、天文三年（一五三四）に病死している。

主家武田氏の内紛と劣勢の中で、白井氏は大永年間（一五二二～二七）に入ると大内氏に帰属しており、これに關係した史料が『安芸白井家文書』の中に四通収められている。これらについては『萩藩閥閥録』にも所収され、すでに周知となっているが、叙述の都合上敢えて言及すると、先ず大内義興の袖判を有する大永七年四月廿四日付（第七号文書）が注目される。これは白井光胤の男膳胤に対し、大内義興が「周防国熊毛郡小周防参百石地」と「安芸国佐東郡北庄参百貫地」・「同郡牛田七拾五貫地」等を宛行うもので、膳胤が大内氏に服属することへの見返りであることはいうまでもない。そればかりか義興は白井彦七郎なる人物に対しても、右と同日付で「安芸国佐東郡山本参百貫地」と「同郡箱嶋四名参貫足」の地を宛行う旨の文書を発給している。（第八号文書）右の両文書に見える安芸国佐東郡は武田氏の旧支配地である。これを大内氏が領有し、武田氏の警固衆であった白井氏を配下として現地赶赴せようとしているのである。

享祿元年（一五二八）十二月、義興が没し男の義隆が大内氏を嗣ぐと、義隆は同二年九月三日付（第五号文書）で、白井光胤に対し「周防国玖珂郡楊井庄内貳拾石地」と「豊前国築城郡広末名拾貳石地」をも与えている。大内氏がこ

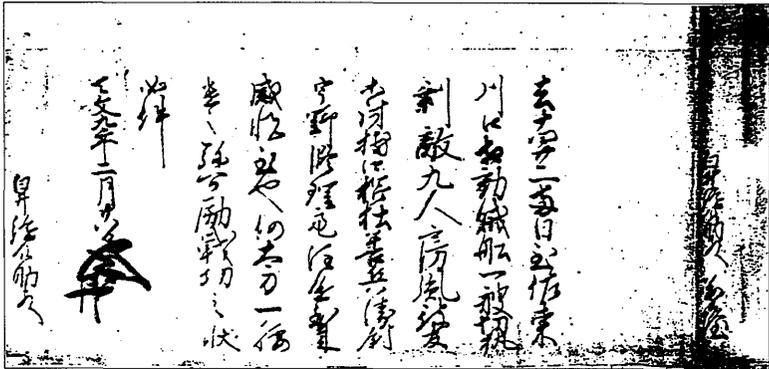
れほどまでに白井氏を優遇するのは、白井氏の水軍力を味方にして瀬戸内の制海権を保持しようとするからである。

この後の白井氏の動きを見ると、十二年後の天文九年（一五四〇）には、膳胤の男房胤が佐東川口で河内海賊衆の船一艘と敵九人を討ち捕るなどの働きをしている。（天文九年二月廿八日付・第十号文書）河内衆は太田川の河口一帯を根拠にしていた海賊で、後に毛利氏配下の水軍となっている。さらに、同十年には大内氏の伊予国への侵攻があり、配下の白井氏は忽那諸島のひとつ中島にある警固衆の小原中務丞と共に、同年六月十八日から七月二十六日にかけて大三島の甘崎、岡村、能島、印之嶋（因島）等を攻撃している。その時敵方の河野水軍と激戦が展開され、配下の桑原七郎、児玉三郎次郎以下の数人が矢疵を負ったことが知れる。（天文十年七月廿八日付・同十年八月十二日付、第十二・十三号文書）

翌天文十一年（一五四二）に入ると、大内義隆は山陰の尼子氏討伐に乗り出し、その遠征が同年正月から実行されると、戦場は出雲へと移動する。大内氏の警固衆白井氏もまた出雲へ出陣し、同国大根嶋（島根県八束町）において敵勢の頸四と五人を虜として分捕ったりしている。（天文十二年九月十三日・同十一年十月二日付、第十四・十五号文書）

大内氏の出雲遠征は、出雲及び備後国人衆の尼子方への寝返りによって失敗に終り、戦線は再び瀬戸内海へと移動する。警固衆白井氏の役割も次第に重要性を増しており、大内義隆は同十二年六月になると、白井膳胤の男房胤に「周防国玖珂郡新庄内貳拾石地」を給し、さらに、同日付で「大府宣」を発給し、「豊前国築城郡弘末名拾石地」を宛行うことを約している。（天文十二年六月六日付、第十六号文書）これらの処遇に対し白井氏もまた忠節を励み、同十六年五月には大内氏の奉行衆冷泉隆豊の下で、伊予国の中途島に出陣し戦功をあげるなどの活躍をしている。（天文十六年五月十三日付、第十七号文書）

大内義隆書状（第十号文書）



（包紙）「白井縫殿助殿 義隆」

去十四廿二兩日至佐東

川口相動賊船一艘切執

剩敵九人房胤被官

等討捕由相杜善兵衛尉

宇野修理亮注進到来

感悅至也仍太刀一腰

遣候弥可励戦功之状

如件

天文九年二月廿八日 判（義隆）

白井縫殿助殿

(三) 陶 隆房の注進

ところで、前掲の大内義隆が白井越中守光胤に宛てた享禄二年九月三日付下文(第五号文書)に続けて、次の文書(第六号文書)が収められている。

防州玖珂郡楊井庄之

内貳拾石地高橋大藏少輔事
先知行分

任今日享禄二
九三御下文之旨

云下地云當土貢對白井

越中守代可被打渡所也

仍状如件

享禄二年九月三日 尾張守 判

野上道祖童殿

内容は内義興の下文を受けてこれを實際に施行しようとするもので、発給者の尾張守は花押から陶興房であり、興房は大内義興及び次の義隆代に周防守護代を務めている。ただし、宛名の野上道祖童は下文にある白井氏ではないから、右の文書は陶氏が配下の野上氏に上命を伝達した遵行状と見做される。つまり、周防国楊井庄二十石の白井光胤への打渡については守護大内義興の下文が原拠をなしているが、これの実際の施行には守護代の陶氏やさらにその

配下の野上氏が深く関与しているのである。

野上道祖童は房忠の幼名で、成人後は平兵衛尉、隱岐守を称している。陶氏の下で周防小守護代を務めているが、右の文書は房忠が未だ幼名の道祖童を称していた時分に、すでに興房の下で周防小守護代の地位にあったことを示唆している。それは野上氏が早くから周防国都濃郡の野上庄（徳山市）を領し、野上隱岐守景忠、野上平太郎、野上右馬助などの人物がいずれも周防守護代陶氏の下で小守護代を務めているからで、道祖童もまた先祖の例に倣って早くからその地位にあったものと考えられるのである。

また、陶氏は右の下文の施行だけでなく、大内義隆が白井氏に宛てた感状にも関与していることが、次の文書（第十一号文書）によって明らかである。

去月十三日於芸州佐

東郡金山伴陣武田

家人誅伐之時郎從鈴川

左馬允頸一討捕鍵疵左手

桑原与七郎頸一討捕之

豊嶋弥三郎矢疵左脇桑原

式部丞討死之由隆房

注進之尤神妙弥可抽戦功之

状如件

天文十年六月十二日 判(義隆)

白井縫殿助殿

内容は天文十年五月十三日の安芸国佐東郡銀(金)山麓の伴陣に関するもので、この戦いに参陣した白井房胤の家が敵方である武田氏の残党を討ち捕った際、鏑疵・矢疵を負ったり討死したことを陶隆房が注進し、その戦功を賞して大内義隆が白井氏宛に感状を発給しているのである。

既述の如く、白井氏は安芸国佐東郡内の北庄に三百貫と牛田に七拾五貫の土地を大内氏から新恩給与されている。したがって、右の伴での戦闘は白井氏側からすれば自己の所領を守るための戦いであるが、一方の武田氏側からすると裏切り者への報復戦であり、激戦の末伴城は陥落し、武田氏残党も討死している。¹²⁾

伴陣の戦況については他書に譲ることにして、ここで大切なことは陶氏が白井氏への新恩給与の宛行だけでなく、白井氏の軍忠注進にも関与していることである。文書の発給人は勿論大内義隆であっても、武田氏旧臣の白井氏を大内方に服属させ、その後の被官関係を実質的に維持しているのは他ならぬ陶氏なのである。¹³⁾

陶 興房書状（第六号文書）

信別改所部揚井店
 約貳拾石地 二橋大森藩
名物分 事
 任今日 享祿二
九 涉下文之旨
 三下地云南と貞對白井
 城中古式了打候也
 四紙付
 言奉旨言尾等用
 白井通程

大内義隆書状（第十一号文書）

言月之君義隆別
 東部金三伴治等
 家人謀候付言候内
 在免職一河補任候
 事及之云々
 量源以三云々
 式部云河死云々
 任候云々
 仰付
 言奉旨言
 白井通程

(四) 白井氏の命運

大内氏に服属して以後の白井氏が、瀬戸内海諸島で伊予河野水軍と交戦し、また、大内氏の出雲遠征にも参加していることはすでに述べたが、これらの事実は大内氏の新參家臣となった白井氏の活躍を示すものであり、その度に拡大する所領の存在は白井氏の發展を物語っている。

ところが、こうした大内氏との強い結びつきが白井氏の命運を左右することは必定で、この僅か拾数年後に訪れる陶隆房の反逆、さらには陶氏と毛利氏の決戦などに、白井氏もまた必然の如くに巻き込まれていくのである。

『萩藩閥閥録』第三卷には、大内義長の袖判のある白井氏宛文書が二通収められている。最初の天文廿貳年二月十三日付は白井縫殿助賢胤宛のもので、これには「當知行事、任去天文七年十二月廿二日龍福寺殿證判之旨、白井縫殿助賢胤可全領知之状如件」と記している。つまり、天文七年十二月廿二日付の大内義隆安堵状の通りに白井賢胤の知行を認めようとするもので、この義隆安堵状は『萩藩閥閥録』には収録されていないが、『安芸白井家文書』に原本が所収されており、そこには白井縫殿助膳胤の所領を男の孫四郎房胤が相続することを認める内容となっている。(第九号文書)

(付箋)「大卒大貳大内義隆公」

判(大内義隆)

親父縫殿助膳胤所帯

事任与奪之旨白井

弥四郎房胤相統領掌

不可有相違之状如件

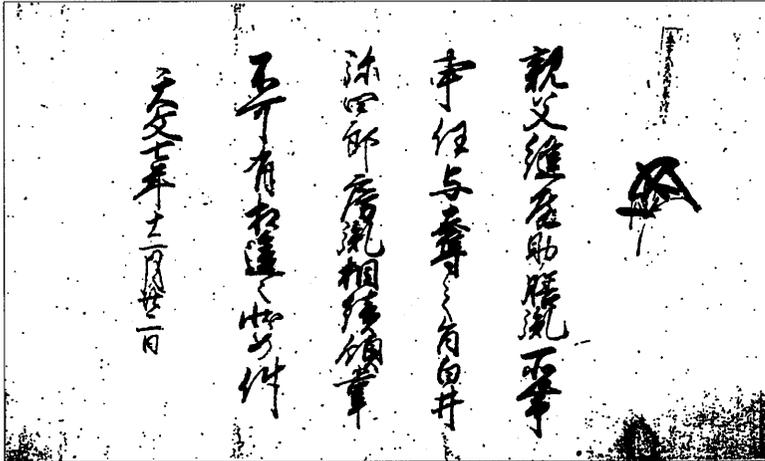
天文七年十二月廿二日

前掲の大内義長安堵状は、勿論大内氏を嗣いだ義長が新領主として家臣に発給したものだ、この文書の存在によって、白井氏は天文二十年（一五五二）の陶隆房の反逆以後も山口に止まっていたことは明らかである。そのことを具体的に記しているのが白井家『譜録』に収められた数々の文書で、白井賢胤は天文二十三年に、長州阿武郡加年（阿東町）や石州津和野での合戦に出陣し戦功をあげている。

また、他の一通は弘治貳年十月廿三日付の知行宛行状で、大内義長が白井越中守賢胤に対し、安芸国阿南郡府中内貳百七拾貳貫文と同郡天賀尾長と中山に百五拾貫文の土地を与えることが記されている。しかし、この文書は厳島合戦の翌年のもので、この時すでに大内義長には安芸国内の旧領を回復するだけの力は存しないから、それは空手形とすべきであろう。

ともあれ、右の両文書の存在、陶氏と石州吉見氏との合戦における出陣などの諸事実からして、白井氏は大永七年（一五二七）に大内氏に服属して以来一貫して主君に忠節を尽してきたことになるが、それは前述の如く、大内氏家中でも周防守護代を世襲する陶氏との所縁に依っている。その陶氏が厳島合戦を契機に滅亡するに及んで、白井氏にも大きな転機が訪れるのである。

大内義隆書状（第九号文書）



おわりに

『萩藩閥閥録』所収の白井家「家譜」によると、白井越中守賢胤について次のような注記をしている。^⑩

賢胤儀 屬隆景公、御當家江茂御奉公仕候

これによると、白井賢胤は陶氏滅亡後、小早川隆景に召抱えられたことが知れる。大内氏に代わって瀬戸内の制海権を掌握した毛利氏にとって、白井氏のような警固衆は以前にも増して必要な存在であり、毛利氏の水軍を握る小早川氏が誘いをかけたのであろう。

毛利氏の水軍組織に編入されてからの白井氏は、天正十五年（一五八七）の秀吉による島津氏征伐に出陣し、賢胤の男晴胤が同年四月十七日に日向国鷹城で討死している。また、晴胤の男景胤は朝鮮の役に出征し文禄三年二月十一日に戦死するなど、毛利氏への忠節が目立っている。^⑪ こうした先祖の功績が認められることだろうか、景胤の男元胤は毛利輝元に仕え、萩藩の大組に列せられている。江戸時代中期に白井家に伝わる古文書や家譜をまとめ萩藩に提出した白井友之進胤延は、この元胤の曾孫である。

（平成十年三月三十日稿）

註

- (1) 『国史大辞典』第十一卷（吉川弘文館、平成二年）、四九四頁。
- (2) 他の二巻はお茶ノ水図書館成實文庫に所蔵されている。未整理のため閲覧はできないが、白井越中守賢胤関係の文書三十三点を収める旨報せられている（『国書総目録』第四巻）。
- (3) 註(1)に同じ。
- (4) 山口県文書館所蔵の白井友之進胤延家『譜録』には、白井家の「略系」并「伝書」「御証文写」が収められ、この中に未所収の十二通を含めた数拾通の文書が記録されている。これらは白井友之進が当初藩に提出した文書類のうち、『閔閔録』に収載されなかったものの写本であろう。白井友之進が提出した白井家文書のうち十九通は『閔閔録』に収録されたが、残りのものは藩史局に記録として留められたことが窺われる。
- (5) 群馬県北群馬郡子持村白井吹屋に白井城跡が現存する。ただし、山口県文書館所蔵の白井家『譜録』中の「伝書」には、義胤の項に「任下総国白井以在名為称号」とあり、入部地は一定していない。尚、白井氏歴代当主の代数は『譜録』中の「略系」による。以下も同様。
- (6) 前掲『萩藩閔閔録』第三巻、六九頁。
- (7) 白井氏が在城する仁保城や府中の要害は、銀山城を本拠とする武田氏の防禦線上に位置しており、その進退は軍事的にも重要な意味をもっている。宇田川武久著『瀬戸内水軍』（教育社、一九八一年）、四八頁。
- (8) 前掲『萩藩閔閔録』第三巻、六八頁。
- (9) 田村哲夫「守護大名大内家奉行衆」（『山口県文書館研究紀要』第五号）。
- (10) 近藤清石著『大内氏実録』（マツノ書店、昭和四十九年）、三一九頁。
- (11) 長祿三年（一四五九）正月廿二日付の須々八幡宮文書など。『徳山市史』上巻（昭和五十九年）、二四一頁。
- (12) 『陰徳太平記』上巻（芸備風土研究会、昭和四十八年）、二〇二頁。
- (13) 白井家『譜録』には、陶興房が白井孫四郎に宛てた次の文書が記録されている。

「加冠

房胤

大永八年六月廿四日 興房 判

白井孫四郎殿

」

これは陶興房の加冠状と称するもので、白井孫四郎の元服に際し、興房は自分の実名の一字を与えている。房胤の男助四郎も元服後賢胤と称しているが、これも陶晴賢の下字を賜ったことであろう。

(14) 前掲『萩藩閥閥録』第三卷、六九頁。

(15) 同右書、七〇頁。

(16) 註(4) 参照。

(17) 前掲『萩藩閥閥録』第三卷、七〇頁。

(18) 同右。

〈付記〉

岩瀬文庫の創設者の岩瀬弥助氏は、愛知県西尾で肥料商などを業とした西三河地方の富豪である。世間からは奇傑、不可解な人物といわれながらも独力で古書を収集し、その蔵書数は十万冊にも及ぶ。古写本・古版本や名家の稿本、薬草・植物関係の稀本も多く、当初はこれらを週一回篤志家に公開したが、昭和三十年四月に西尾市に寄贈され、岩瀬文庫として今日に至っている。

この度、貴重な史料の提供を頂いた西尾市教育委員会文化振興課に対し、厚く感謝の意を表しながら攔筆としたい。